

国立大学法人電気通信大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項

平成23年 3月29日

(目的)

第1条 国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)における建設工事を除く物品の購入、製造、役務(設計・コンサルティング等業務を除く)及びその他の契約(以下「契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 国立大学法人電気通信大学会計規則第5条第1項に規定する契約責任者(以下「契約責任者」という。)は、本学と契約を行おうとする者(以下「業者」という。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 契約責任者は、他の公共機関等において取引停止等の措置を受けた業者の通知を受け、又はその他により知り得た場合においては、前項の措置を講じるものとする。

3 契約責任者は、取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に対して、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せ行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、現に行われている取引停止措置の期間終了日の翌日とする。

4 契約責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除する。

5 取引停止の期間中の業者であっても、契約責任者が当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認めた場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 契約責任者は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書等の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請)

第6条 契約責任者は、取引停止の期間中の業者が、本学が行う契約の全部又は一部を下請することは認めない。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでないものとする。

(取引停止の通知)

第7条 契約責任者は、取引停止の措置を講じるときは、直ちに、取引停止とする業者に対し、取引停止の期間、内容、およびその理由その他必要事項を通知する。

(警告又は注意喚起)

第8条 契約責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意喚起を行うことができる。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

別表 取引停止の措置基準

措 置 用 件	取引停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学又は他の公共機関等における一般競争契約、指名競争契約又は随意契約において、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合。</p>	<p>認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2 本学又は他の公共機関等における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められる場合。(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)</p>	<p>認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 本学又は他の公共機関等における契約にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合。</p>	<p>認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(落札決定後の契約辞退)</p> <p>4 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に正当な理由なく契約を結ばない場合、又は契約締結を辞退した場合。</p>	<p>認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた事故)</p> <p>5 本学又は他の公共機関等における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められる場合。</p> <p>6 本学又は他の公共機関等における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められる場合。</p>	<p>認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>7 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>ロ 業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、イに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者(以下「使用人」</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>

<p>という。)</p> <p>8 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>9 本学又は他の公共機関等における発注契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p>
<p>(談合または競売入札妨害)</p> <p>10 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正または不誠実な行為)</p> <p>11 本学又は他の公共機関等に対し、納品等の事実を偽り又は架空請求を行った場合。</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>3か月以上18か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>